令和2年度

北海道障がい者条例に関する 施策の推進状況

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

条例の広報

北海道障がい者条例による取組の概要

障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

(1)推進本部会議の開催

知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るため の協議を行う。

(2)調査部会の開催

地域の課題等について学識経験者からなる調査部会で、審議し解決を図る。

「北海道障がい者条例」の主な施策(3つの柱)

- 権利擁護 の推進
- (1)虐待や差別等 の解消
- (2)障がいや障がい 者に対する道民 理解の促進
- 2 障がい者が 暮らしやすい 地域づくり
- (1)地域づくり委員会 の協議
- (2)地域支援体制づく リの推進

- 3 障がい者 の就労支援
- (1)障がい者条例に 基づく就労支援 推進計画の推進
- (2)企業等と連携し た就労支援の取 組の推進
- (3)障害者就労施設 等への官公需の 発注促進
- (4)障がい者条例に 基づく指定法人 制度の推進
- (5)障害者就労施設 等の製品の販路 拡大

北海道障がい者条例に基づく令和2年度の主な取組

障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

項目・・・主な取組内容

(1) 推進本部会議の 開催 知事を本部長とする推進本部会議を開催し、施策の推進状況及び 今後の取組方針等について協議。

開催月日 令和2年7月

主な議題

- ・令和元年度北海道障がい者条例に関する施策 の推進状況について
- ・令和2年度北海道障がい者条例の取組方針について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催

条例の広報

項目・主な取組内容

(1) 条例の理念や施 策内容について、 広く道民に周知 相談支援に関する研修会などにおいて、道職員が条例の説明を行う出前講座等を実施。

出前講座等 8回

本庁及び振興局のほか、市町村等において、条例や障害者差別解消法、発達障がいについて、わかりやすく紹介したパネル展を開催。

1 権利擁護の推進

項目・・・主な取組内容

(1) 虐待や差別等の の解消

14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった事案について協議。

地域づくり委員会への協議申立等の受付件数 3件

協議申立等事案の例

『ユニバーサルデザインタクシー(以下、UDタクシーとする) を利用しようとした際、「コロナ禍の影響により減車している ので時間指定や予約は出来ない」、「車椅子で乗車する場合、 飛沫感染防止のフィルムを外し座席を移動しなければならない ため乗車できない」、「UDタクシーの表示があるタクシーを 呼び止めたにもかかわらず車椅子用のスロープを乗せていない」 と予約や乗車を断られた。

予約等を拒否されることなくUDタクシーを利用したい。』

北海道障がい者権利擁護センターの相談・報告等対応状況

センターへの相談・報告件数1 1 7 件(うち虐待相談5 5 件)

虐待相談の虐待者:養護者 5件

(疑い) 施設従事者 29件 使用者 12件

施設従事者・使用者 9件

計 55件

虐待相談の種別・類型: 身体的虐待 20件 (重複あり) 性的虐待 8件

心理的虐待 29件

放棄・放任 5件

経済的虐待 13件

計 75件

参考 道内における障害者虐待防止法に基づく通報等状況(令和元年度 厚生労働省調査)

	養護者虐待	施設従事者等虐待	西設従事者等虐待 (北海道労働局の対応)	
通報等	3 4 9 件	1 1 9 件	2 3 件	4 9 1件
虐待認定件数	5 1 件	2 7 件	2 5 件	103件
被虐待者数	5 1人	47人	5 6 人	154人

権利擁護の推進(つづき)

項目	主な取組内容
(2) 障がいや障がい 者に対する道民理 解の促進	虐待や差別、暮らしづらさに関する相談窓口や、条例、障害者虐待 防止法、障害者差別解消法等をわかりやすく説明したパンフレットを、 各種イベントにおいて配布。
	条例の内容を解説したパネルや、障がい種別に配慮した接し方についてわかりやすく映像化したDVDを市町村や関係団体、障害者福祉施設、民間企業等の職員向け研修や住民向け行事等に貸出し。
	本庁及び振興局において、「意思疎通支援条例 」 及び「手話言語 条例」の普及啓発を図るため、パネル展を開催。
	手話講座等の動画を作成しYouTubeに掲載、子ども向けのパンフレット「障がいのある人の暮らしやすいまちづくりを考えよう」を作成。

2 障がい者が暮ら	らしやすい地域づくり
項目	主な取組内容
(1) 地域づくり委員 会の協議	14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった 事案や地域課題について協議。
	地域づくり委員会 14圏域計 19回
(2) 地域支援体制づ くりの推進	各総合振興局・振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、 地域づくりガイドラインを活用しながら、市町村の相談支援体制づ くり等の取組を支援。
	(公社)北海道ろうあ連盟が設置する北海道聴覚障がい者情報センター(令和元年8月1日開設)の運営を支援。

項目	ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
(1)障がい者条例に 基づく就労支援推 進計画の推進	経済団体などの参画も得て「北海道障がい者就労支援推進委員会」を開催し、第5期北海道障がい福祉計画に基づき、関係機関と連携しながら取組を推進。 北海道障がい者就労支援推進委員会 3回
(2) 企業等と連携し た就労支援の取組 の推進	「障がい者就労支援企業認証制度」の登録を推進。 令和3年3月31日現在 189社 障がい者の就労を応援する企業や市町村を登録する制度(アクション)の普及推進。 令和3年3月31日現在 587企業、75市町村
(3)障害者就労施設 等への官公需の発 注促進	特定随意契約制度を活用するなどして、道及び市町村等による障害者就労施設等への優先的な発注を促進。 道の障害者就労施設等からの物品等の調達実績令和元年度 540件 120,426千円
(4) 障がい者条例に 基づく指定法人制 度の推進	「北海道障がい者就労支援センター」において、専用のホームページ(ナイスハートネット北海道)などを活用し、企業の仕事を障害者就労施設等につなぐ共同受注や専門家派遣による商品開発の技術指導を実施。 企業と障害者就労施設等の商談成約件数 165件
(5)障害者就労施設 等の製品の販路拡 大	道と民間企業等との包括連携協定に基づき、大型商業施設で障害者就労施設等の製品を販売、コンビニエンスストアチェーン店のポイント交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取扱い。 アリオ札幌店及びイオン苫小牧店毎月2日間開催(4~9月は中止)セイコーマートギフトカタログでの取扱2020年度カタログに19事業所26アイテムが掲載 農福連携マルシェの開催による障害者就労施設等の製品の販売。 全道4都市4会場で開催

令和2年度 地域づくり委員会への協議申立等の受付状況

1 協議申立等の受付状況と処理の経過

(単位:件)

		(単江	<u>:1午)</u>
受付状況 内容	件数	処理の経過	
協議申立等 受付件数	3		
		協議終了	
		地域づくり委員会での協議中	
申立書受理		相手方への調査結果を申立人に伝えたと ころ、委員会の協議に至らず終了	
		事情の変更により終結	
		地域づくり委員会の協議に向け開催準備 中	
		相談者への説明・助言による終了	1
相談のみ	3	他の相談専門機関等の紹介による終了	1
一直吸りの	3	相談取下げ	
		相談継続中	1

前年からの継続案件含む

2 圏域別受付状況

(単位:件)

圏域名	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
申立書受理															
相談のみ		3													3
合 計		3													3

3 障がい種別別受付状況

(単位:件)

			身	体障が	l I			<i>ተ</i> በ ሰ/-	业主プロ	25,辛			. , , ,
障がい種別	視覚 障が い	聴覚 障が い	肢体 不自 由	内部 障が い	その 他	不明	計	知的 障が い	精神 障が い	発達 障が い	その 他	不明	合計
申立書受理													
相談のみ			1				1	2					3
合 計			1				1	2					3

4 申立・相談分野別受付状況

(単位:件)

									<u>(単112</u>	<u>:件)</u>
	分野	生活	制度	虐待	就労	行政	交通	教育	医療	合計
申3	立書受理									
	身体障がい									
	知的障がい									
	精神障がい									
	発達障がい									
	不明・その他									
相語	淡のみ	2						1		3
	身体障がい	1								1
	知的障がい	1						1		2
	精神障がい									
	発達障がい									
	不明・その他									
合	計	2						1		3
	身体障がい	1								1
	知的障がい	1						1		2
	精神障がい									
	発達障がい				_					
	不明・その他									

令和2年度 地域づくり委員会における主な協議事項

振興局	開催回数	協議事項
		パーキングパーミットについて(地域課題)
空知	2	災害時における障がい者への対応について(地域課題)
		災害時における障がい者への支援について(地域課題)
石狩	1	障害者差別解消法について(地域課題)
後志	1	公営住宅をグループホームとして活用する取組(地域課題)
胆振	0	(新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を自粛)
		障がい福祉計画の進捗状況
日高	3	障害のある方と地域住民の相互理解について(地域課題)
		地域づくり委員会の取組紹介
渡島	1	地域づくり委員会のPR方法の工夫について
/汉四	'	コロナ禍における地域づくり委員会の取り組みテーマについて
檜山	1	障がい者の地域での居場所について(地域課題)
上川	1	権利擁護の推進について(地域課題)
エハ	1	差別解消支援地域協議会について
		障がい者への理解促進について(地域課題)
留萌	2	就労支援体制について(地域課題)
		障害者虐待防止法、障害者差別解消法について
		就労支援について(地域課題)
宗谷	2	相談支援体制の充実・強化について(地域課題)
		障がい(児)者と地域住民の相互理解(地域課題)
オホーツク	2	障がい者就労について(地域課題)
十勝	1	障がい者の新型コロナウイルス影響下における課題について
1 的分	ı	障がいの特性に応じた災害時の備えについて(地域課題)
釧路	1	障がい者のテレワークの推進について
利川匹	ı	遠隔手話サービス事業の概要について
根室	1	障がい児支援について(地域課題)
合計	19	

令和2年度 北海道障がい者権利擁護センター相談・通報等対応状況

1 虐待相談等件数

55件(ほかに北海道労働局からの通報処理62件)

(1)虐待相談の虐待者(疑い)と被虐待者(疑い)の障がい種別

(単位:件)

		虐	待相談の虐	待者(疑り	١)	
		養護者	従事者	使用者	従事者・ 使用者	合計
	身体障がい		1	1		2
	知的障がい	1	13	3		17
被虐	精神障がい	1	2	6	7	16
待者	身体、知的障がい	1	5			6
(疑 い)	身体、精神障がい	2	1		1	4
の障	身体、発達障がい				1	1
がい	知的、精神障がい		3			3
種別	精神、発達障がい			1		1
	身体、知的、精神障がい		1			1
	その他		3	1		4
	合 計	5	29	12	9	55

(2)虐待相談の種別・類型(重複あり)

(単位:件)

			虐待村	目談の種別	・類型		合計
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	口削
	身体障がい			1		1	2
	知的障がい	7	4	7	2	2	22
被虐	精神障がい	4	3	12	2	6	27
待者	身体、知的障がい	4	1	2		1	8
(疑 い)	身体、精神障がい			2	1	1	4
の障	身体、発達障がい			1		1	2
がい	知的、精神障がい	3					3
種別	精神、発達障がい			1			1
	身体、知的、精神障がい					1	1
	その他	2		3			5
	合 計	20	8	29	5	13	75

2 虐待相談以外の相談・照会件数

(単位:件)

虐待相談以外の相談	6
市町村等からの照会・相談	
合 計	6

「虐待相談以外の相談」の主なもの

・医療機関や施設等への不満等

3 虐待相談の概要

番号	被虐待者 (疑い)の障 がい種別	虐待(疑い) の類型	虐待者(疑い)	概要	センターの対応
1	知的	性的	従事者	指導員が、利用者の自宅(グループホーム)を訪問し、性的関係を持った。職員でないと知ることのできない利用者の情報や関係性を利用したもの。指導員は退職済みのため、事業所へ再発防止の指導予定。	市町村からの報告を受理(法第17条)
2	知的	身体的、心理的	従事者	利用者が作業で使用している銅線を乱雑に扱っていたため職員が注意したところ、注意された利用者が他の利用者に向かっていったため、職員がその利用者を制止しようとした際、胸ぐらや服を引っ張り外へ引きずり出し、激しい口調で叱責した。	市町村からの報告を受理(法第17条)
3	知的	心理的	従事者	支援員が作業中の利用者の課題を取り上げて利用者を走り回らせた。利用者は支援員に追いつかず、課題を返すよう支援員に訴えた。支援員としてはコミュニケーションのつもりであった。	市町村からの報告を受理(法第17条)
4	精神·発達	心理的	使用者	採用前面接時に、被虐待者の得意・不得意について話したが、上司から「そんなこともできないの?」等言われた。管理者にその旨相談したところ、上司の異動があったが、1~2ヶ月で元の環境に戻され、叱責に耐えられず離職した。	労働局へ報告 (法第24条)
5	身体·精神	経済的	従事者	入院前には、保護費と年金、働いたお金を1週間毎に8,500円渡されていたが、退院後 3週間以上経つのに、1,250円を1回しか渡されなかった。また、必要ないのに車椅子を 買わされた	
6	身体	心理的	使用者	2年前に老人ホームで働いていた時に、施設長や同僚の看護師から暴言を吐かれたりした。また、労災手続き中に勝手に解雇され、離職票も勝手に書かれた	労働局へ報告 (法第24条)
7	知的·精神	身体的	従事者	昼食中に対象児が嫌いなトマトを残しており、支援員が食べるように指導するが、床にひっくり返って食べないと駄々をこねたため、右ほほにびんたした。その後鼻血が出て、 保健師に相談。	
8	身体	経済的	従事者	ヘルパーがATMで、利用者のキャッシュカードを用い、許可なしに30,000円を引き出した。また、利用者の通帳を許可なしに持ち帰り、ヘルパーの自宅で廃棄した。	市町村からの報告を受理(法第17条)
9	知的	身体的	従事者	本人による粗暴行為に対する制止行動の際に、とっさに手が出てしまい、本人の顔を2,3回叩いた。その後、時間をおいて再びなされた粗暴行為に対して制止を行う際にも、同様に手が出てしまい、本人の顔を2,3回叩いた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
10	身体·精神	心理的	養護者	母親に入院費を勝手に決められる。また、体調が悪くなって救急車を呼ぼうすると、弟から税金の無駄と言われたり、仕事をしないで遊んでいる、等言われる	市町村へ通報 (法第7条)
11	身体·精神	ネグレクト	養護者	体調が悪くなっても、妻は病院に連れて行かず、放置する。	市町村へ通報 (法第7条)
12	身体·知的	身体的	従事者	児童は、テーブルや椅子など硬いものをかじっては、その刺激で発作を起こし、倒れてけがをすることが多く、拭き掃除中に児童がテーブルに移動しようとしたので、児童の首に手を回して引き寄せたり、児童の右膝に足を叩きつけて乗せる等の行為があった。	
13	知的	性的	従事者	利用者の送迎中に、助手席に乗車している利用者に対し、太ももや陰部を触り、わいせ つな言葉を使った。	市町村からの報告を受理(法第17条)
14	精神	身体的、心理的	使用者	惣菜のパック詰め作業中、もたついていた従業員に対して、使用者が作業を代わり、頭を5~6回殴りながら、「頭あるんだったら、頭使ってやれ」と言った。	労働局へ報告 (法第24条)
15	知的	身体的	従事者	障害者用トイレに寝転んでいた利用者に対し、腹を立てた従業員が、利用者を居室へ 移動させ、漂白剤の容器で複数回殴打した。	市町村からの報告を受理(法第17条)
16	知的	身体的	従事者	生活支援員が、利用者に向かって、意図的に次亜塩素酸を噴霧し、それが利用者にかかった。(支援員は利用者への対応に苦慮していたが、事業者側から具体的な助言をもらえていなかった)	
17	身体·知的	身体的、心理 的、経済的	養護者	同居する母や妹から、髪や首根っこを掴んで振り回されたり、障害年金を取られたり、家の中で家政婦扱いされる。	市町村へ通報 (法第7条)
18	知的	身体的、経済的	養護者	金銭管理者である叔父から、3月以降お小遣いの振り込みが無く、特別定額給付金が渡された様子もない。また、本人から、叔父からげんこつで殴られたり、物置に閉じ込められた旨の申し出があった	
19	身体·知的	心理的	従事者	事業所職員から利用者に対し、強い口調で注意や作業の指示、また吃音のある利用者の話し方を真似する等、不適切な処遇と言葉遣い	市町村からの報告を受理(法第17条)
20	その他	心理的	従事者	施設長が大きな声で怒鳴り散らす、利用者に対して痛くても暑くても寒くても仕事をするよう言った、利用者に対し、「説教タイム」と称して、1時間以上にわたる説教を行った、 複数の職員が利用者をちゃん付けで呼ぶ等	同内容が町及び振興 局にも送付されている ため報告のみ

番号	被虐待者 (疑い)の障 がい種別	虐待(疑い) の類型	虐待者(疑い)	概要	センターの対応
21	知的	心理的、経済的	使用者	上司から「バカ」「キチガイ」といった言葉で罵られた。また、22年間実習生という雇用形態で働いていた。	労働局へ報告 (法第24条)
22	精神	心理的、ネグレクト	使用者	職場の同僚から暴力を受けたことがあるが、見ていた上司は助けてくれなかった。また、自分の気になることを上司に相談したところ、他の従業員がいる前で上司に怒鳴られた。	労働局へ報告 (法第24条)
23	精神	経済的	使用者		被虐待者の住所が不明なため、事業所を管轄する振興局に情報 提供
24	知的	心理的	従事者	支援員から自尊心を傷つけるような暴言や暴力を示唆する脅しを言われた。	市町村からの報告を受理(法第17条) 施設所在地である振興局に情報提供
25	知的	性的	従事者	職員が利用者と計4回にわたり性行為をした。利用者が体を触られ、当初は拒否したが、別な日には拒否しきれず、性行為に至った。	市町村からの報告を受理(法第17条)
26	身体·知的	性的	従事者	施設職員が利用者と軽トラックで移動中、走行している車中で、右膝・右肩から背中、胸を触った 仕事の昼休み中に胸など触られたり、送迎中の車内で下腹部を触られた等	市町村からの報告を受 理(法第17条)
27	知的	性的	従事者	職員が入居者と私用の連絡先を交換し、性的な内容が含まれたやりとりを行っていた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
28	身体·発達	心理的、経済的	従事者、使用者	職員に事実と違う事を事業所内で広められた。 職員から「過去に友達から麻薬をもらっていた」と言われ恐怖を感じた。 施設外就労先で出た交通費を事業所の収入にされていた。	労働局へ報告 (法第24条)
29	精神	心理的	従事者、使用者		市町村からの報告を受理(法第17条)
30	身体·知的	身体的	従事者	管理者(兼サービス管理責任者)が、投薬に係る判断経路などを整備しないまま、独自の判断により利用者に対し、他利用者の薬剤(リスペリドン)を追加で投薬し、身体に重大な影響を与える可能性のある行為を行った。	
31	精神	心理的	使用者	職場で、線維筋痛症やパニック障害に対しての配慮が無く、また上司や同僚から、「何もたもたしてるの」等きつい口調で言われたり等して、目眩や吐き気を催し、職場に行けなくなった。	
32	精神	心理的、経済的	従事者、使用者	職員が作業中に利用者に暴言を言ったり、面白がって何度も「生活保護を止めるぞ」と言う。 対象となった利用者はうつ病になった。	労働局へ報告 (法第24条)
33	精神	心理的、ネグレクト	使用者	職場の同僚から仕事が遅いと言われたり、強い口調で叱責を受けたりしたが、上司に相談しても改善策が講じられることはなかった。また、上司に仕事の悩みを相談したところ、「それなら辞めた方がいい」と言われた。	労働局へ報告 (法第24条)
34	知的	心理的	使用者	自身のスマホが壊れたため携帯ショップに立ち寄ってから出勤したい旨、LINEで所長に連絡したところ、脅迫めいた内容の返答が立て続けにあり、非常に怖い思いをした。なお、以前にも他の上司に頭ごなしに怒鳴られたことで精神的に不安定になっている。	労働局へ報告 (法第24条)
35	精神	身体的、経済的	養護者	障害年金と保護費が親に使われている。また、親から傷をこすられたり浴槽に顔を沈められたりした。	市町村へ通報 (法第7条)
36	精神	身体的、心理的、ネグレクト	従事者	利用者はグルーブホームに入居しているが、管理者より、具合が悪くても「若いんだから行きなさい」、等と作業所に強制的に行かされたり、髪を引っ張られたりする。	市町村へ通報 (法第16条)
37	知的	ネグレクト	使用者	同じ職場の職員2名から、他の従業員がいる前で、「さっさとやれや」「気づかねぇのか」「前も教えたろ」等の発言で罵られ続けた。10/21の勤務を最後に無断欠席した。	労働局へ報告 (法第24条)
38	精神	心理的	従事者、使用者	事業所のあるビルの喫煙所にて、施設長に「辞めさせようと考えているでしょ」と言ったら、「あなたの思っている通り。辞めさせようと思ってそういう対応をした」と言われ、ショックで傷ついた。その後施設長から無視されるようになった。	労働局へ報告 (法第24条)
39	精神	心理的	使用者		労働局へ報告 (法第24条)
40	その他	心理的	従事者	利用者と職員の集会の中で、職員から利用者に、「新しい施設長が、理事側からの立候補者になれば、作業はなくなるし、今いる職員も全員辞めるし、給料は無くなる」との説明があり、利用者は脅しと感じ、精神的に不安感を覚えた	市町村へ通報及び振 興局へ情報提供 (法第16条)

番号	被虐待者 (疑い)の障 がい種別	虐待(疑い) の類型	虐待者(疑い)	概要	センターの対応
41	知的	身体的	従事者	支援員から、ビニールハウス内で胸ぐらを掴まれて平手打ちをされた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
42	その他	身体的、心理的	従事者	額を叩く行為、頭や頬を叩く行為があった。空腹やのどの渇きを訴える利用者に対し、 暴言があった。普段から利用者へ高圧的な態度や不適切な発言が繰り返されていた	市町村からの報告を受理(法第17条)
43	知的	心理的	従事者	支援員が、昼食時に施設内食堂において、利用者に対して「半殺しにしてやる」等の暴言を吐き、威圧的態度を行った。その他日常的に複数の利用者に対して「早〈食べれ」等の不適切な言動があった。	市町村からの報告を受理(法第17条)
44	身体·知的	身体的	従事者	食堂で夕食の食事中、利用者が大きな声で食事の不満を言っていたので、職員が聞き、「いいから黙って食え」と注意した後、利用者が支援員に熱いお茶をかけ、カッとした支援員が利用者を蹴った	
45	身体·精神	心理的	従事者、使用者	酒気帯び状態の管理者が、自分の机上に置いてあった段ボール箱を見て激昂し、「誰だ!」と怒声を放ち、利用者を呼び出した後、一方的で威圧的に「これはどういうことなんだ!」と言い放った。	市町村からの報告を受理(法第17条)
46	精神	身体的、性的、 心理的、経済的	従事者、使用者	事業所職員から熱いものを持たせる等の嫌がらせや、性的被害(性行為の強要や着替え中のロッカー室に入ってくる等)を受けた。また、床掃除の際に「床に這いつくばって拭け」と言われた。利用者が職員を平手打ちしたため事業所を強制解雇となったが、解雇後30日の給与保証がされていない。	労働局へ報告 (法第24条)
47	知的	身体的、心理的	従事者	昼食中、食事が進まない利用者に対して、無理矢理はるさめを押し込み、むせて吐き出したものが体にかかり、直情的に怒り、床に投げ飛ばした。「お風呂の時は覚えておけよ」と高圧的な態度で接していた	
48	精神	性的	従事者	居室において、マスク越しにキスをした	市町村からの報告を受理(法第17条)
49	精神	心理的、経済的	従事者、使用者	サービス管理者から「早退が多い、仕事中の姿勢が悪い、作業が遅い」などの暴言を受けた。給料を払わないとも言われた。1月分の給与が1日分3,950円少なかった	労働局へ報告 (法第24条)
50	精神	心理的、経済的	従事者、使用者	賃金の未払いについて、利用者が事業主に質問したところ、事業主が「会社を潰すしか無い」と返答。また「役所に通報した奴は辞めて欲しい」等発言し、利用者と口論になり、利用者に対して暴言を吐いた。	
51	知的·精神	身体的	従事者	定期受診の帰りに勝手に買い物をして帰所したことを理由に、管理者兼サービス管理 責任者から注意され、頭部を拳骨で1回叩かれた	市町村からの報告を受理(法第17条)
52	その他	身体的	使用者	業務に従事中、業務におけるミスを理由にパイプの様なもので体に暴行を加えられた。 また過去にも同様の暴行が認められる	労働局へ報告 (法第24条)
53	精神	性的	従事者、使用者	営業終了後に事業所内へ戻り、加害者と被害者が誰もいない事業所内で性的行為をした。また、休憩室で被害者が更衣中に加害者が誤って入室したが、すぐに謝罪して退出するのではなく、そのまま休憩室内の冷蔵庫にあった飲み物を取りに入った	
54	知的·精神	身体的	従事者	管理者兼サービス管理責任者から頬を叩かれた	市町村からの報告を受理(法第17条)
55	身体·知的· 精神	経済的	従事者	施設管理者が入居者の金銭を横領した	市町村からの報告を受理(法第17条)

令和2年度 北海道障がい者条例に基づく基本的施策等の概要

第9条 関係法令等との調和

障害者就業・生活支援センターの設置促進

障害者雇用促進法に基づき、道内11ヶ所にセンターを設置し、障がい┃経済部 者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生 活、社会生活上の相談・支援を行った。

|保健福祉部

障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成

障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済┃経済部 5 団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進についての要 請を実施した。

障がい者雇用の現状を紹介する「障がい者雇用促進パネル展」を開催 し、道民の障がい者雇用に関する一層の理解促進を図った。

第6期北海道障がい福祉計画の策定等

障害者総合支援法に定める第5期北海道障がい福祉計画(平成30~令和 保健福祉部 2年度)に基づく施策の推進管理を行うとともに、第6期北海道障がい 福祉計画(令和3~5年度)を策定した。

第10条 道民等の理解の促進

北海道パラスポーツ連携促進事業(パラアスリート発掘プロジェクト)

パラリンピックなどの国際大会に向けて、道内出身のパラアスリートの環境生活部 発掘及びパラスポーツの普及・啓発のため、オンラインセミナーを開催 した。

農福連携推進事業費

農業分野における雇用労働力の確保に向けた取組の一つとして、福祉事間農政部 業所が農業の基礎知識を学ぶための相談窓口を各振興局に設置したほ か、福祉事業者と農業者等との相互理解を深めることを目的としたセミ ナー等を開催した。

障がい者条例に係る普及啓発事業

各種会議や研修等における障がい者条例の概要説明や、イベント等にお保健福祉部 ける条例のパネル展示により、広く条例の理念の普及を図った。

適害者差別解消法、ヘルプマーク等のリーフレットをイベント等で配布 し、周知、啓発活動を行った。

就労支援に関する普及啓発

道の広報媒体等を活用し障がい者就労支援に関する普及啓発を実施し た。

保健福祉部

申請のあった道民・企業等に対し、「障がい者の就労支援」ロゴマーク の使用を承認し、名刺等へ掲載すること等により、障がい者就労支援に 関する普及啓発を行った。

道及び指定法人により、企業・経済団体、関係機関等に対し、アクショ ン及び障がい者就労支援企業認証制度のPRを行うとともに、登録企業等 の取組を道ホームページで公表し、障がいのある方の就労支援に関する 理解の促進を図った。

全道11箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある 方の生活支援を行った。

障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に 取り組む事業所による販売イベント「農福連携マルシェ」等を開催し た。また、各(総合)振興局において、「ミニマルシェ」を開催した。

障がい者雇用の可能性がある産業の業界関係者にコーディネーターを派 遣するなどして、障がい者雇用の理解促進を図った。

第11条 企業等の取組の支援

障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成

保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約におい保健福祉部 て、総合評価競争入札制度を実施した。 経済部

経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契 約を実施し、障がい者雇用事業所に配慮した企業に対しての優遇措置を 行った。

労働政策協定に基づき北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職 者雇用支援機構との共同により、北海道教育庁と連携し、道央圏の特別 支援学校16校において、企業向け見学会を開催し、企業の障がい者雇用 への意識の醸成を図った。

民間企業等との協働事業

大型商業施設(アリオ札幌・イオン苫小牧店)での障害者就労施設等の|保健福祉部 製品の販売イベントを実施した。

コンビニエンスストアチェーン店(セイコーマート)のポイント交換ギ フトカタログで障害者就労施設等の製品を取り扱うことにより、障害者 就労施設等の製品の販路拡大を行った。

企業等の取組支援

障がい者就労支援業務を一元的に推進する指定法人である北海道社会福|保健福祉部 祉協議会内の北海道障がい者就労支援センターにおいて、マッチング事 業や商品開発等に関する総合的なサポート業務を実施し、障害者就労施 設等の販路の確保を推進した。

道及び指定法人が企業、経済団体及び関係機関等に対し、企業認証制度 及びアクションのPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームペー ジで公表した。

認証の取得を促進するための配慮措置の一つである、総合評価競争入札 を実施した。

就労移行支援事業所のサービスの質の向上を図るため、自己評価制度に よる評価を実施し、評価結果を公表した。

全道11箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の生 活支援を行った。

優先調達の推進

障害者就労施設等への官公需の発注促進のため、優先調達方針を策定し保健福祉部 周知を図るなどして、特定随意契約制度の全庁的な活用を推進した。

第12条 医療とリハビリテーションの確保

北海道病院事業

精神医療

道立病院として圏域における精神医療の中核的役割を担っているほか、 訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行った。

また、緑ヶ丘病院では精神科救急医療を中心的に担う高規格の精神科専 門病棟として、スーパー救急病棟を運用した。

精神科リハビリテーション

緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の 円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケアを実施した。

緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療を 提供した。

小児高度専門医療

子ども総合医療・療育センターにおいて、小児高度専門医療と療育の-体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先 天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビ リテーションなどの機能を提供した。

身体障害者扶助費(更生医療)

市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲|保健福祉部 得のために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身 体障がい者福祉の向上を図った。

道立病院局

第13条 移動手段の確保

バス利用促進等総合対策事業費補助金

高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実|総合政策部 施するノンステップバスの導入に対して国と協調して助成を行った。

交通安全施設等整備事業

歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行った。 |建設部

市町村地域生活支援事業(移動支援事業)

屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加を促進するため、市町村の 保健福祉部 移動支援事業に対する助成を行った。また、各市町村におけるサービス 内容等の格差について、直接市町村職員に対し、サービス提供体制の整 備や支給基準の策定について、助言を行った。

盲ろう者通訳・介助員、要約筆記者派遣事業

視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時の移動等人保健福祉部 の際に支援を行う介助員を派遣した。また、中途難失聴者等の情報保障 のため、要約筆記者を派遣した。

身体障害者補助犬育成事業費補助金

北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障がい者の就労や日常生活等を 保健福祉部 支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援した。

第14条 切れ目のない支援

特別支援教育総合推進事業

文部科学省の補助を受け、各教育局における特別支援連携協議会の開催を対 や専門家チームによる巡回相談等に取り組み、個別の教育支援計画の活 用や関係機関との連携推進を図った。

幼稚園、小・中学校、高等学校の教職員を対象にした「特別支援教育基 本セミナー」(14会場)や「特別支援教育充実セミナー」(14会場)、 「特別支援教育進路指導協議会」(14会場)を開催、特別支援教育担当 者の専門性の向上を図った。

「市町村教育委員会就学事務担当者等研修会」(14会場)を開催し、市 町村教育委員会の就学事務担当者を支援した。

発達支援センター事業

発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切 保健福祉部 な相談支援等を受けることができるよう、市町村が実施する子ども発達 支援センターへの支援を行うとともに、地域の中核的な施設として重層 的な地域支援を行う市町村中核子ども発達支援センターを認定し、地域 連携体制の構築等を行った。

第15条 保健・福祉及び教育との連携

私立幼稚園等管理運営費補助金

特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児の就園を受け入れて一総務部 いる私立幼稚園に対して助成を行った。

特別支援学校における医療的ケア体制整備事業

特別支援学校に在籍し医療的ケアが必要な児童生徒の教育機会の確保を|教育庁 図るため、非常勤看護師を配置するとともに、看護師や教員が必要な知 識・技能等を習得するための研修会を実施した。

高等学校における特別支援教育支援員配置事業

教育上特別な支援を必要とする、発達障がいを含む障がいのある生徒が|教育庁 在籍する道立高等学校に特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の 充実を図った。

放課後子供教室

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安|教育庁 心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちに 学習や様々な体験・交流活動の機会を提供した。

保健・福祉及び教育との連携(つづき)

地域子ども・子育て支援事業費補助金(放課後児童健全育成事業)

既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備 保健福祉部 を行うことにより、新たに放課後児童健全育成事業を実施する放課後児 童クラブの設置促進等を図った。また、放課後児童クラブを実施する施 設(放課後児童クラブ)へのボランティアの派遣や障がい児受入のため の支援員の確保等を行う事業に対し助成を行った。

障がい児等支援体制整備事業

障がい児等支援連携体制整備事業

北海道教育庁と協働し、地域での関係機関の連携体制の整備を推進し

保健福祉部

発達支援関係職員実践研修事業

北海道教育庁と合同で、14振興局で教員・市町村職員等を対象に研修を 行った。

難聴児等支援事業

道立聾学校、市町村、関係機関等と連携し、難聴児等の発達の促進を図 るための取組を行った。

第16条 高齢者施策等との連携

道営住宅整備事業

新たに建設する全ての道営住宅について、ユニバーサルデザインの視点団建設部 に立った整備を実施した。

高齢者・障がい者住宅改善支援地域ネットワーク事業

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けるため、 振興局に建築職、保健・医療関係職等からなる「住宅改善指導チーム」 を設置し、市町村を支援することで、住民が住宅改造の相談・助言等を 受けられる体制を整備した。

保健福祉部

すべての人にやさしいまちづくり推進事業

高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ、全ての人々にとって利用しやすい│保健福祉部 建物とするため、道立施設のバリアフリー化等、必要な改善整備を行っ

第17条 障がい者の家族に対する配慮

児童家庭支援センター運営事業

地域に密着した相談・支援体制を強化するため、児童や家庭に対する各 保健福祉部 般の問題につき、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な 助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び 児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行った。また、必要に応じ 心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行った。

発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援(地域)センターを委託運営し、発達障がい者及びその保健福祉部 家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域に おける市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行った。

精神障がい者家族相談員設置事業

精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等からの保健福祉部 相談に応じ、必要な指導、助言を行った。

第18条 地域間格差の是正等

障がい福祉計画等圏域連絡協議会

2 1 障がい福祉圏域ごとに設置した、障がい福祉計画等圏域連絡協議会 保健福祉部 において、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第5期障が い福祉計画の推進管理、第6期計画に向けたサービス見込み量調整、市 町村障害福祉計画の推進調整及び圏域調整並びに地域づくり委員会に提 案する施策上の課題について協議を行った。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい 地域づくりの推進に関する条例

平成21年3月31日 北海道条例第50号

目 次

- 第1章 総則(第1条 第8条)
- 第2章 障がい者を支える基本的施策等(第9条 第18条)
- 第3章 障がい者の権利擁護(第19条 第21条)
- 第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり
 - 第1節 地域づくりに関する基本指針の策定(第22条 第26条)
 - 第2節 道の支援(第27条)
- 第5章 障がい者に対する就労の支援(第28条 第32条)
- 第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会(第33条 第40条)
- 第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(第41条 第48条)
- 第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部(第49条 第51条)
- 第9章 雑則(第52条・第53条)

附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「障がい」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害をいい、「障がい者」とは同号に規定する障害者をいう。
 - 2 この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。
 - 3 この条例において「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望や意欲に基づいた、地域における社会生活が保障される地域づくりをいう。

(基本理念)

- 第3条 障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。
 - (1) 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。
 - (2) 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。
 - (3) 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合 的に取り組むこと。
 - (4) 道内における地域間の格差の是正を図ること。

(道の責務)

第4条 道は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。) に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

(道と市町村の連携)

第5条 道は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(道民等の役割)

第6条 道民、事業者及び関係団体(以下「道民等」という。)は、基本理念に基づき、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、 その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の 提供に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 道は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がい者を支える基本的施策等

(関係法令等との調和)

第9条 道は、障がい者の社会生活に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)その他の関係法令との調和を図りながら、効果的な施策の展開を図らなければならない。

(道民等の理解の促進)

第10条 道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を 講ずるものとする。

(企業等の取組の支援)

第11条 道は、地域における障がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的 な取組を支援するよう努めなければならない。

(医療とリハビリテーションの確保)

第12条 道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。

(移動手段の確保)

第13条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。

(切れ目のない支援)

第14条 道は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。

(保健・福祉及び教育との連携)

- 第15条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。
 - (1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。
 - (2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療 的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。
 - (3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。
 - (4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。
 - (5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。

(高齢者施策等との連携)

第16条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、共生型事業(障がい者、 高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これらを一体的に実施する事業をいう。以下こ の条において同じ。)の普及に努めるとともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必 要な支援に努めなければならない。

(障がい者の家族に対する配慮)

第17条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。

(地域間格差の是正等)

第18条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。

第3章 障がい者の権利擁護

(障がいを理由とする差別の禁止等)

- 第19条 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。
 - 2 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁(障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。)の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
- 第19条の2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。
 - 2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
- 第20条 道民は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において、 障がい者が障がい者でない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができる よう必要かつ合理的な配慮をするように努めるとともに、障がい者に対して障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

- 第21条 何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為(以下「虐待」という。)を行ってはならない。
 - (1) 障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - (2) 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
 - (3) 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置及び遺棄等監護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - (4) 障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷 を与える言動を行うこと。
 - (5) 障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり 第1節 地域づくりに関する基本指針の策定

(基本指針)

第22条 知事は、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

第23条 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会(市町村が設置するものに限る。)の設置及び運営に関すること。
- (3) 地域で暮らす障がい者や当該障がい者の支援に関する地域資源の実態の把握に関すること。
- (4) 地域住民と地域における関係者との連携や協力等による障がい者の支援体制(災害時の支援を含む。)の確保に関すること。
- (5) 地域で暮らす障がい者の就労支援に関すること。
- (6) 調整委員会(地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るために、市町村が設

置する協議組織をいう。) に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて必要な事項に関すること。

(意見聴取等)

第24条 知事は、基本指針を策定するに当たっては、あらかじめ、障がい者と障がい者の家族及び関係 団体の意見を聴くとともに、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第25条 知事は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(準用)

第26条 前2条の規定は、基本指針の変更について準用する。

第2節 道の支援

- 第27条 道は、基本指針に基づく施策の促進を図るとともに、基本指針に基づく市町村の取組に対して、 次に掲げる支援のための措置を講じなければならない。
 - (1) 障がい者に対する支援の状況を勘案して規則で定める圏域ごとに市町村の取組に対する助言等を行う支援員を配置すること。
 - (2) 基本指針に基づく施策に必要な人材を養成すること。
 - (3) その他市町村における必要な体制の整備に対する支援策を講ずること。

第5章 障がい者に対する就労の支援

(就労支援に関する施策)

- 第28条 道は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、 及び福祉的就労関係事業所(障害者総合支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施 する事業所をいう。第31条第3項及び第32条において同じ。)における工賃の水準の向上その他必 要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施 策を講じなければならない。
 - 2 道及び障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する事業主又は使用者は、同条第2項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。
 - 3 前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものと する。
 - 4 道及び事業主又は使用者は、障がいを理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や 労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努めなければならない。

(就労支援推進計画の策定)

- 第29条 道は、前条の施策を実施するための計画(以下「就労支援推進計画」という。)を策定しなけ ればならない。
 - 2 就労支援推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第33条の北海道障がい者就労支援推進 委員会の意見を聴かなければならない。

(認証制度)

- 第30条 知事は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、障がい者の就労支援を行う事業者に 対する認証を行うものとする。
 - 2 前項の認証のための基準は、規則で定める。
 - 3 知事は、事業者による第1項の認証の取得を促進するため、低利の融資、入札上の優遇その他の 措置を講ずるものとする。
 - 4 知事は、第1項の認証を取得した事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当 該認証を取り消すことができる。
 - (1) 認証の内容又は条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により認証を受けたとき。

(指定法人)

- 第31条 知事は、第3項に規定する障がい者の就労を支援する施策を推進する業務を実施させるため、 道内の法人(非営利の法人に限る。)であって、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、 その申請により指定することができる。
 - (1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、そ

- の計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められること。
- (2) 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障がい者の就労の支援を推進するに資すると認められること。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、道の監督の下、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 障がい者の就労支援を推進する観点から、福祉的就労関係事業所の販路の確保に関すること。
 - (2) 障がい者の就労支援を推進する観点からの市場調査、商品開発及びサービスの質の向上に関すること。
 - (3) 前条に規定する認証制度に関する業務のうち規則で定める事項
 - (4) その他障がい者の就労支援に関し必要な事項であって規則で定める事項
- 4 指定法人は、毎事業年度、規則で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 道は、障がい者の就労の支援に関する業務の一部について、指定法人に行わせることができる。
- 6 指定法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、及び知事に 提出し、その承認を受けなければならない。
- 7 知事は、この条の規定を施行するため必要な限度において、指定法人に対して、第3項の業務に 関し、監督上必要な命令をすることができる。
- 8 知事は、有識者で構成する評価委員会を設置し、指定法人の事業評価を行わせなければならない。
- 9 知事は、指定法人が第1項に定める要件を欠き、又は第7項に定める命令に違反した場合は、指定を取り消すことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、指定法人に関し必要な事項は、規則で定める。

(調達等への配慮)

第32条 道は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び第30条の認証を取得した事業者に対し配慮するよう努めるものとする。

第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会

(設置)

第33条 北海道における障がい者の就労の支援を推進するため、知事の附属機関として、北海道障がい者就労支援推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第34条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査審議する こと。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務に関すること。 2 推進委員会は、障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することがで きる。

(組織)

第35条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

- 第36条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - (1) 障がい者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 障がい者の保健福祉に関係する団体の役職員
 - (4) 事業者(法人にあっては、その役職員)
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
 - 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第37条 推進委員会に会長及び副会長を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員が互選する。

- 3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その 職務を代理する。

(会議)

第38条 推進委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

- 第39条 推進委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
 - 2 部会は、推進委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
 - 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第40条 この章に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

(設置)

第41条 道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(以下「地域づく り委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第42条 地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。
 - (2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること。
 - (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。
 - 2 前項に定めるもののほか、地域づくり委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第18条第1項に規定する情報の交換及び協議を行う。

(組織)

第43条 地域づくり委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

- 第44条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
 - (1) 当該圏域で生活する障がい者
 - (2) 地域住民
 - (3) 学識経験者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第45条 第41条から前条までに定めるもののほか、地域づくり委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域づくり推進員)

- 第46条 道は、地域づくり委員会を運営するため、第41条で規定する圏域ごとに、知事の委嘱により、 地域づくり推進員を置く。
 - 2 地域づくり推進員は、地域づくり委員会を招集するとともに、その運営に係る地域づくり委員会を総理する。
 - 3 地域づくり推進員は、地域づくり委員会において協議する事項に応じ、委員のうちから適当なものに対し、協議に参加させるものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、地域づくり推進員は、協議する事項に応じ、必要と認める参考人に対し、協議への参画を求めることができる。
- 5 地域づくり推進員は、第42条第1項各号に掲げる事項について、第49条第1項に規定する北海道障がい 者が暮らしやすい地域づくり推進本部に審議を求めることができる。

(調査)

第47条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(勧告等)

- 第48条 地域づくり推進員は、地域づくり委員会における協議の結果、すべての委員の賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合にあっては、当該暮らしづらさの原因となる者に対して、 改善のための指導をすることができる。
 - 2 前項の指導(虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に限る。)の結果、改善が図られない場合にあっては、地域づくり推進員は、知事に対して、当該暮らしづらさの原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。
 - 3 前項に規定する求めがあった場合、知事は、改善の勧告を行うことができる。この場合において は、知事は、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該事案の原因となる者又はその代 理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。
 - 4 前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあっては、知事は、当該勧告内容 を公表することができる。

第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

(北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部)

- 第49条 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道に北海道障がい者が暮らしや すい地域づくり推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。
 - 2 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進に関すること。
 - (2) 各圏域に設置された地域づくり委員会から審議を求められた事項に関すること。
 - (3) その他障がい者施策の推進に関し必要な事項に関すること。
 - 3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
 - 4 本部長は知事をもって、副本部長は副知事をもって充てる。
 - 5 本部員は、学識経験者、規則で定める関係行政機関の職員等をもって充てる。
 - 6 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。
 - 7 本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者が、その職務 を代理する。
 - 8 推進本部の会議は、本部長が招集する。

(調査部会)

- 第50条 推進本部に、前条第2項第2号に規定する事項について審議を行うために、調査部会を置く。
 - 2 調査部会の委員については、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
 - 3 調査部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 4 部会長は、委員が互選する。
 - 5 部会長は、調査部会を代表し、会務を総理する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(規則への委任)

第51条 前2条に定めるもののほか、推進本部及び調査部会の組織並びに運営に関し必要な事項は規則で定める。

第9章 雑 則

(年次報告)

第52条 知事は、毎年度、議会に、この条例に基づき講じた障がい者の地域における社会生活に関する 施策の推進状況に関する報告を提出しなければならない。

(規則への委任)

第53条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、施行の準備等を勘案して、規則で定める日から施行する。ただし、第1章、第2章 及び第9章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 道は、就労支援推進計画を策定するに当たって、この条例の施行前に策定した同趣旨の計画については、その一部とみなすことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から3年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置 を講じ、その後は、5年を経過するごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に 基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成24年3月30日条例第37号) この条例は、公布の日から施行する。

附 **則**(平成25年3月29日条例第20号) この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第46号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。